

地域密着型金融の取組み状況

当金庫では、平成15年4月以降、「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム」に基づき、地域密着型金融の推進に取り組んでまいりました。

この地域密着型金融への取組みは、当金庫事業計画の経営方針に掲げる「信用金庫創業の原点である小零細企業の支援・育成につとめる」に通じるものであり恒久的に取り組むものと位置づけております。

平成20年度においても地域密着型金融の推進に取組み、その取組み姿勢を記載しております。

平成20年度の主な取組み状況は、次のとおりです。

ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化

1. 創業・新事業支援

- 創業支援商品「セットアップ」・県創業・新事業支援融資の推進 ▶ ●13件74百万円の融資を実行しました。
- 創業・新事業の成長段階に応じた支援 ▶ ●群馬県産業支援機構主催の「ぐんまビジネスプラン発表会」への協賛と参加企業の推薦に取組み、17年度より4年連続で推薦企業が採択されました。
- 群馬県産業支援機構・商工会議所との連携 ▶ ●群馬県産業支援機構・商工会議所等との情報交換を実施しました。

2. 経営改善支援

- 経営相談、経営指導を通じた取引先のランクアップ ▶ ●経営支援室を中心とした経営相談、経営指導活動により、20年度の経営支援先60先に対し、ランクアップ18先の実績をあげました。
- 中小企業の資金繰り円滑化 ▶ ●取引先の資金繰り円滑化のため、経営改善計画の作成支援、計画に基づく他行と協調しての貸出金の条件変更にも多数対応しました。
●「緊急保証制度」の利用推進により、352件4,205百万円の融資を実行しました。

3. 事業再生支援

- 群馬県中小企業再生支援協議会の専門人材・ノウハウを有効活用 ▶ ●個別案件の相談と、情報交換を11回実施いたしました。
- 不良債権比率の改善 ▶ ●不良債権比率の改善数値目標を前期比0.5%の改善として取組み、前期5.95%に対し21年3月期は5.58%と、0.37%改善しました。

4. 事業継承支援

- 事業継承、M&A業務に対する取組み準備 ▶ ●M&A仲介業務に関する協定書を信金キャピタル等と締結し、M&A希望企業2社への個別対応を行いました。

事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手段の徹底

1. 担保・保証に過度に依存しない融資等への取組み

- 企業育成・再生支援ローン「サポートα」（当金庫独自の無担保・無保証融資）の推進 ▶ ●「サポートα」の融資限度枠を5百万円から20百万円に拡大し、22件274百万円を取扱いました。
- 流動資産担保融資（ABL）保証の推進 ▶ ●流動資産担保融資（ABL）保証を14件44百万円取扱いました。

2. 企業の将来性、技術力を的確に評価できる能力等、人材育成への取組み

- 事業再生・中小企業金融の円滑化に向けた人材育成 ▶ ●関連の外部研修会への参加（14名）、通信講座受講（12名）及び庫内研修会（延べ62名）を実施し、目利き能力の向上や専門的な能力の向上に努めました。

地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

1. 地域活性化につながる多様なサービスの提供

- 営業エリア内にある商店街の活性化に対する支援・貢献 ▶ ●平成20年度は、信金中金総合研究所と協力して、伊勢崎商工会議所の中心市街地活性化計画策定に向けた支援調査を行い、今後の方向性についての提言に至る報告書を提出いたしました。

経営改善支援等の取組み実績

平成20年度（平成20年4月～21年3月）

（単位：先数）

（単位：%）

要 注 意 先	期 初 債 務 者 数 A	う ち 経 営 改 善 支 援 取 組 み 先 数 α	αのうち期末	αのうち期末	αのうち	経営改善 支援取組み率 α/A	ランクアップ率 β/α	再生計画 策定率 δ/α
			β	γ	δ			
正 常 先①	10,556	1		0	0	0.0%		0.0%
うちその他要注意先②	897	49	15	32	21	5.5%	30.6%	42.9%
	うち要管理先③	43	2	2	0	4.7%	100.0%	100.0%
破 綻 懸 念 先④	222	8	1	7	5	3.6%	12.5%	62.5%
実 質 破 綻 先⑤	248	0	0	0	0	0.0%	—	—
破 綻 先⑥	25	0	0	0	0	0.0%	—	—
小計(②～⑥の計)	1,435	59	18	39	28	4.1%	30.5%	47.5%
合 計	11,991	60	18	39	28	0.5%	30.0%	46.7%

(注) 1. 期初債務者数及び債務者区分は20年4月初時点での整理。
2. 債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業（個人事業主を含む。）であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含まない。
3. βには、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載。
なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者はαに含めるもののβに含めない。
4. 期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合はβに含める。
5. 期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については（仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても）期初の債務者区分に従って整理。
6. 期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めない。
7. γには、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載。
8. みなし正常先については正常先の債務者数に計上。
9. 「再生計画を策定した先数δ」＝「中小企業再生支援協議会の再生計画策定先」＋「RCCの支援決定先」＋「金融機関独自の再生計画策定先」

顧客への説明態勢の整備・相談苦情処理機能の強化

- 与信取引に関する説明態勢に係る内部規則徹底のための研修会実施 ▶ ●庫内研修を実施しております。
- 苦情については、コンプライアンス課が一元対応し、受付した苦情等は教育研修を通して営業店へ還元 ▶ ●コンプライアンス課が対応し、受付した苦情等はコンプライアンス研修会等で営業店へ還元しています。また、苦情を踏まえた改善策を検討しています。

地域の利用者の利便性向上に向けた取組み

- 苦情・相談等に関する内部規則及び顧客への説明態勢に関する内部規則について検証、必要な見直しを検討 ▶ ●引き続き検証し、必要な見直しを行います。
- 苦情・相談については、今後もコンプライアンス課が窓口となり、一元対応するとともに、改善が必要と思われるものは、改善・対応を図る。 ▶ ●コンプライアンス課（お客様相談室）が対応をしています。
- 苦情・相談の内容等を定期的に常勤理事会へ報告し、役員自らも利用者の声の把握に努める。 ▶ ●苦情等は、常勤理事会に報告しています。
- 利用者の声を聞き取り、商品・サービスの改善策を検討し業務運営に反映する。 ▶ ●アンケートハガキを店頭で備え置き、利用者のご意見・ご要望の把握に努めています。

なお、当金庫は、地域の利用者の利便性向上のため、一部店舗で土・日営業、休日相談会を実施しております。その中で、年金・住宅ローン相談業務は利用者から休日にも利用できることについて評価を得ており、今後も継続推進してまいります。また、これらの取組みによる改善策は、半期ごとにディスクロージャー誌及びホームページによりできる限り開示してまいります。